



発行 東京都

目次

告示

○特定商取引に関する法律による行政処分……………
……………（生活文化局消費生活部取引指導課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（七件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

正誤

○平成二十五年三月二十九日付東京都教育委員会訓令第九号……………ハ

告示

●東京都告示第六百二十七号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十一日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 被処分者

(一) 事業者名 木村 烈

(二) 屋号 総合サービスセンター

(三) 所在地 神奈川県相模原市中央区淵野辺本町一丁目二番一号

二 処分年月日 平成二十五年三月二十五日

三 処分の内容

平成二十五年三月二十六日から同年十二月二十五日までの間（九箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第六百二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十一日

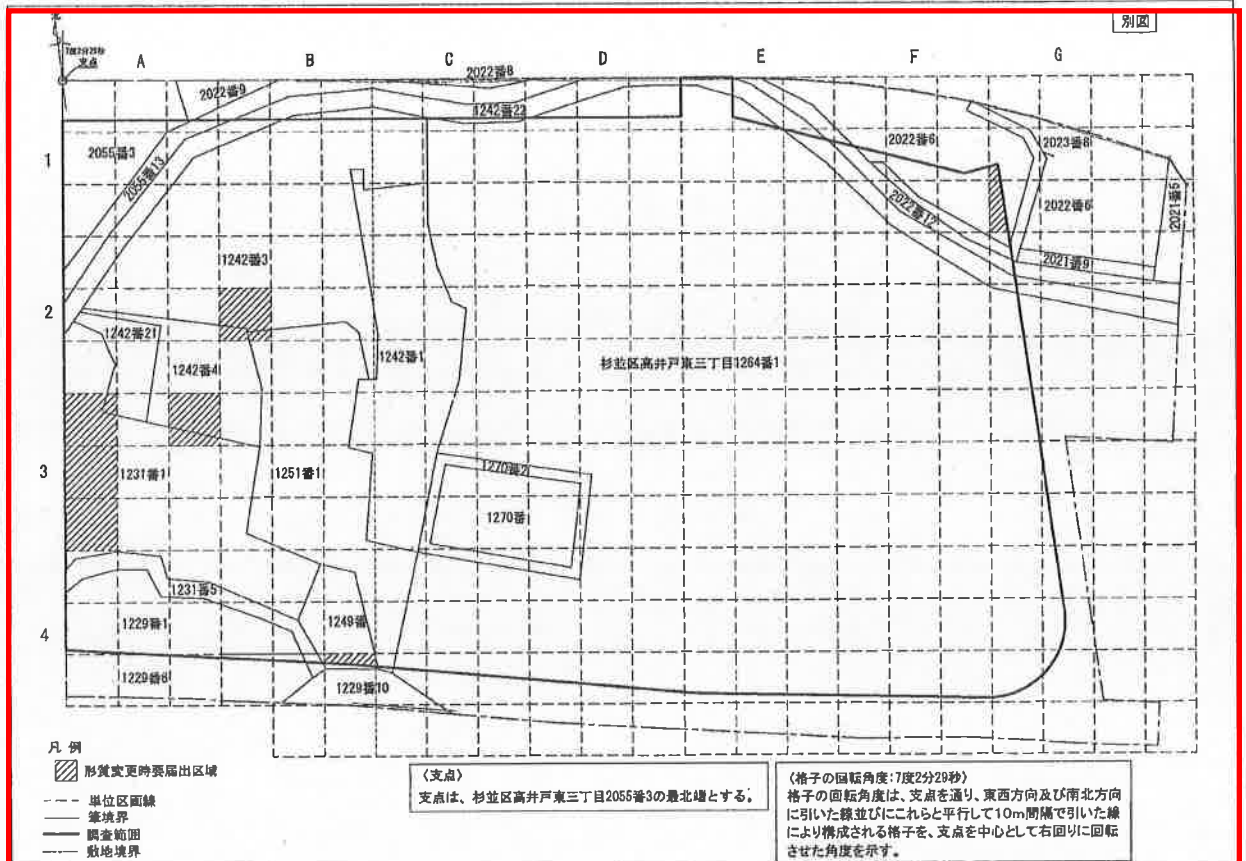
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（杉並区高井戸東三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第六百二十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十一日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更所要届出区域 別図のとおり(港区六本木三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定の変更……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

告示(選)

- 政治団体の届出……………二
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………四
- 政治団体の解散の届出……………一〇
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………三

告示(公)

- 駐車監視員資格者講習の実施……………四

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………二五
- …(生活文化局都民生活部管理法人課)……………二五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………二六

雑 報

- 平成二十五年度事業計画及び予算の要旨……………

正 誤

○平成二十五年三月二十九日付東京都水道局管理規程第六号……………二六

……………(東京都職員共済組合)……………二六

告 示

●東京都告示第六百五十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

山 崎 弘 人

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条による道路	平成二十五年四月一日	国立市矢川三丁目二番三、同番二十五、同番二十六及び四番一の各一部	延長 六八・九八 幅員 一・八二

●東京都告示第六百五十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

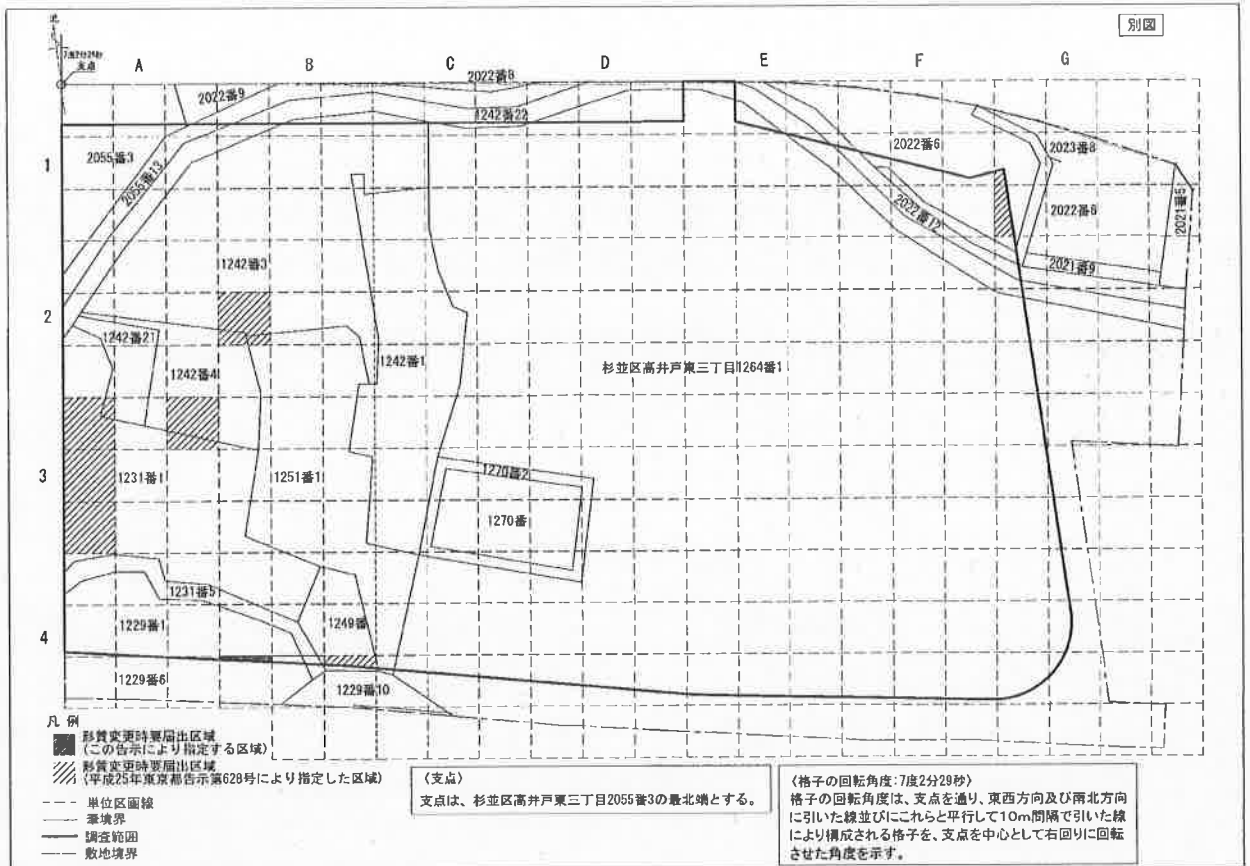
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十二日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(杉並区高井戸東三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十五年四月二十二日

東京都選挙管理委員会



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……（同）…

公告

- 建築協定の認可……
- ……（都市整備局多摩建築指導事務所管理課）…

告示

●東京都告示第千六十二号
 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年七月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一日時 平成二十六年七月三十一日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社レイクニュータウン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 石井 千尋
- (三) 主たる事務 中央区銀座三丁目八番十二号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七一四八号
- (五) 免許年月日 平成二十四年二月十六日

●東京都告示第千六十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百八十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十四日

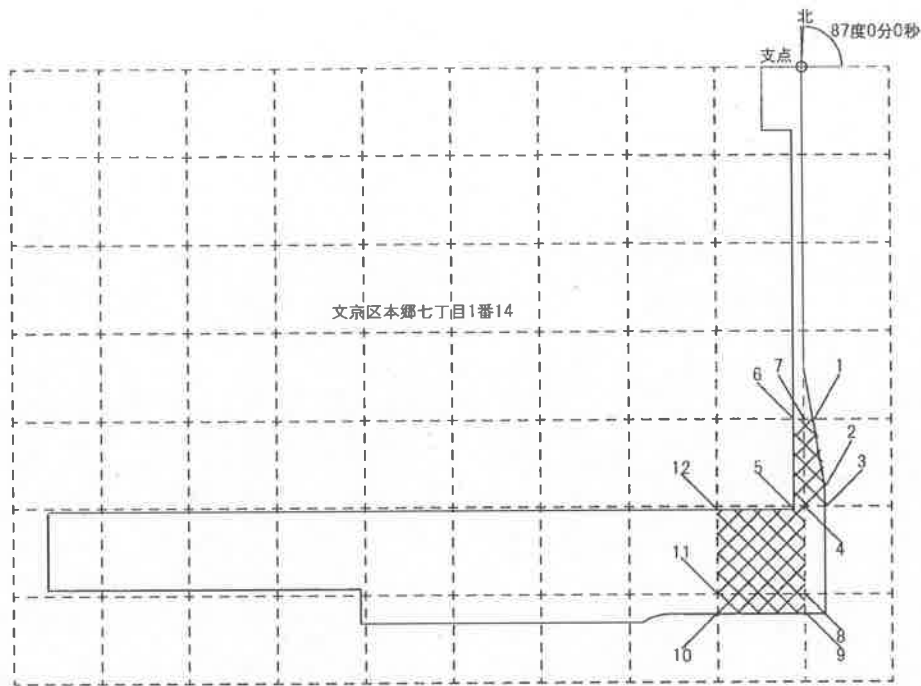
東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区本郷七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡 例】

——	調査範囲
- - - -	単位区画
XXXX	指定を解除する区域

【支点】
支点は、調査範囲の最北端とする。

【格子の傾斜角度(87度0分0秒)】
格子の傾斜角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた傾斜びしこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに傾斜させた角度を指す。

測点番号	X 座 標 (m)	Y 座 標 (m)
1	-31997.490	-3024.316
2	-32006.026	-3023.216
3	-32007.438	-3023.302
4	-32007.382	-3023.575
5	-32007.319	-3027.017
6	-31997.324	-3026.999
7	-31997.367	-3025.917
8	-32017.357	-3025.994
9	-32019.451	-3026.001
10	-32019.132	-3026.006
11	-32017.038	-3025.999
12	-32007.043	-3025.570
支点	-31957.397	-3024.087

【備考】
上記座標は、東京土地改良区測量法の一部を改正する法律(平成26年法律第53号)施行期日の現況により、国土院の測量計画に基づいて算出した。

東京都告示第千六十四号

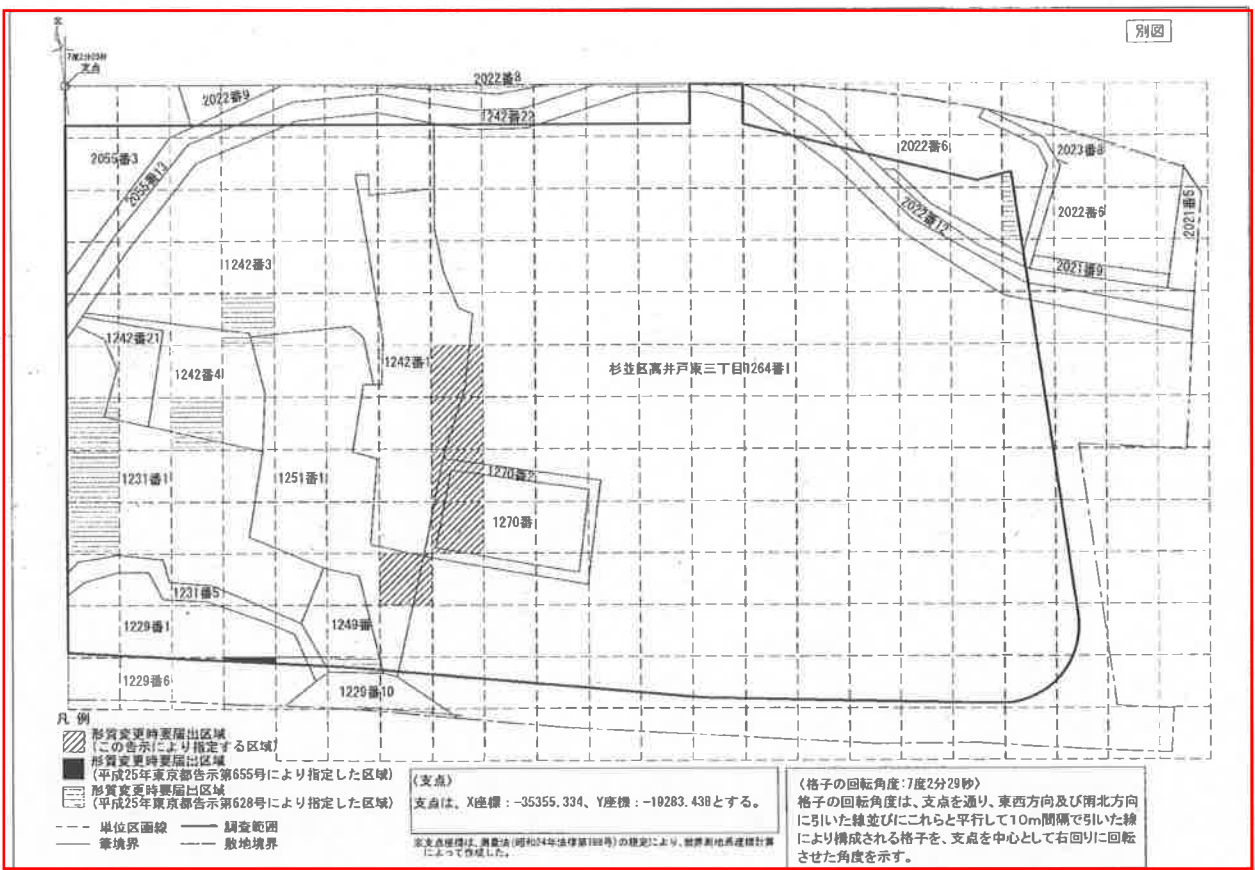
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(杉並区高井戸東三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物



●東京都告示第千六十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東雲一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物